

令和元年度 監査報告書

令和2年2月28日提出

第1. 監査の概要

1. 監査の種別 定期監査【後期】

2. 監査の対象

平成30年度・令和元年度(12月末日まで)の老岐市一般会計及び特別会計

3. 監査の重点

- (1) 市単独の補助金・助成金について
- (2) 税(延滞金含む)・使用料等の収納状況及び未収金について
- (3) 資金前渡(光熱水費・電話料等)の処理状況について
- (4) 歳計外現金の取扱いについて
- (5) 現金及び金券類の取扱いについて
- (6) 工事及び委託契約の締結状況について
- (7) 繰越事業の発注等進捗状況について
- (8) 指定管理者制度導入施設について
(平成31年4月1日以降に新規又は更新の契約を行った施設)
- (9) 消費税の申告内容について
- (10) 施設等の状況について
- (11) その他個別の事項について

4. 監査基準日 令和元年12月末日

5. 従事した監査委員 吉田 泰夫、喜多 丈美、山内 豊

6. 監査の実施日及び被監査部署 【 】内は現地監査

実施日	被監査部署
令和2年 2月4日	農林課(農業機械銀行含む)、水産課、農業委員会事務局、 石田支所、【石田スポーツセンター】、【石田認定こども園】、 【石田町堆肥センター】
2月5日	建設課、上下水道課、議会事務局、【勝本保育所】、 【勝本幼稚園】
2月6日	監査委員事務局、勝本支所、【西部開発総合センター】、 【勝本B&G海洋センター(プール)】、 【勝本町不燃物処理場・焼却灰埋立タンク】

7. 監査の実施場所 市役所石田庁舎応接室、西部開発総合センター青少年研修室、
現地監査対象の各施設

第2. 監査の方法及び着眼点

本監査は、前述の監査の概要に掲げた重点について、提出された関係資料及び提示された関係諸帳簿等に基づき、担当者より事務の執行及び事業の管理状況について説明を求め、試査により実施した。

1. 平成30年度及び令和元年度（12月末日まで）の財務に関する事務の執行状況及び事業の運営管理が、適法・適正かつ効率的に執行されているか。
2. 財務規則等の諸規程は遵守されているか。
3. 前回までの監査等で指摘した事項は、是正・改善されているか。

第3. 監査の結果

1. 意見

平成30年度及び令和元年度（12月末日まで）の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理が、適法・適正かつ効率的に執行されているかについては、概ね適正に処理されていると認められるが、一部において以下のとおり是正、改善整理すべき事項が見受けられた。

なお、帳簿の記載方法、補助金団体等からの提出資料のチェック等、軽微な事項については、口頭により指導したので記述を省略する。

2. 指摘事項

(1) 共通事項

滞納債権の回収管理の方法として、未収金台帳と債務者等の交渉記録簿を一括管理して、債権及び債務者の状況が一目で分かる管理方法に改善すること。

(2) 部署別事項

【市民部】

《石田認定こども園》

特筆すべき事項なし

《勝本保育所》

特筆すべき事項なし

【保健環境部】

《勝本町不燃物処理場・焼却灰埋立タンク》

不燃物処理場については、平成19年8月27日付で廃止済である。

焼却灰埋立タンクについては、平成24年3月31日で埋立終了となっているが、現況のままでは埋没できない構造となっている。

また、両施設を併せて最終処分場となるため、周辺河川等の環境調査として現在も水質検査が実施されているが、現況では環境への影響はないとの結果であり、焼却灰埋立タンクの廃止について処理方策等を検討する必要がある。

【農林水産部】

《農林課・農業機械銀行》

- ① 農地災害復旧事業の平成29年度繰越分のうち、廃工となった4件について、現場の状況に応じて適正な査定設計が行われたか等の問題点を検証し、

今後同様の事例が発生しないよう改善すること。

- ② 農地及び農業用施設災害復旧事業の平成30年度繰越分において、62件が未契約で翌年度繰越しとなっている。近年、災害が頻発し執行が困難な状況があるとしても、契約までの手続きを執ることが適切であると思料する。
- ③ 農地等災害復旧費受益者分担金未収金4,681,229円（うち滞納繰越分675,104円）の回収整理に努めること。

《石田町堆肥センター》

堆肥売払収入未収金877,660円（うち滞納繰越分211,570円）、堆肥センター使用料183,560円（現年度分）の回収整理に努めること。

《水産課》

- ① 郷ノ浦港湾管理（施設使用料徴収）の委託契約締結伺において、金額が手書きで訂正されているが、これは不適切な処理であり、正すとともに、今後適正な処理に努めること。
- ② ターミナルビル使用料未収金1件、33,750円（滞納繰越分）の回収整理に努めること。

【建設部】

《建設課》

市営住宅使用料未収金64,092,385円（うち滞納繰越分26,837,605円）、駐車場使用料未収金3,696,300円（うち滞納繰越分1,251,650円）の回収整理に努めること。

なお、この中には回収不能な債権が認められるようであり、所定の手続きを執り整理すること。

《上下水道課》

公共下水道使用料未収金3,987,630円（うち滞納繰越分1,031,480円）、漁業集落排水処理施設使用料未収金3,211,880円（うち滞納繰越分431,540円）の回収整理に努めること。

なお、平成19年度分からの長期滞納により、滞納額が10万円を超える債務者が見受けられるので、回収整理方を検討する必要がある。

【勝本支所】

特筆すべき事項なし

【石田支所】

特筆すべき事項なし

【議会事務局】

特筆すべき事項なし

【監査委員事務局】

特筆すべき事項なし

【農業委員会事務局】

特筆すべき事項なし

【教育委員会】

《勝本幼稚園》

特筆すべき事項なし

《石田スポーツセンター》

特筆すべき事項なし

《西部開発総合センター》

青少年研修室の雨漏りについては、早急に修繕を行う必要がある。

《勝本 B&G 海洋センター（プール）》

プールの屋根が著しく破損し、鉄骨の腐食が進んでいる。原状回復するには多額の経費が必要と思われるが、速やかに補修する必要がある。